

京都市駐車場条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第168号）  
（都市計画局都市企画部都市計画課）

劇場、百貨店、事務所、観覧場等の用途に供する建築物のうち一定以上の規模を有するものを建築する場合に自動二輪車の駐車施設の付置を義務付けるとともに、付置する自動二輪車の駐車施設の台数に応じて自動車の駐車施設の台数を減らすことができることとしました。

この条例は、平成26年10月1日から施行することとしました。

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第164号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第21条の2」に改める。

第4章中第22条の前に次の1条を加える。

(定義)

第21条の2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、自動二輪車以外のものをいう。
- (2) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのもの以外のものをいう。

第23条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(駐車施設の付置)」を付し、同条第1項前段中「別表第6(1)の項」を「別表第6 1(1)の項」に改め、「台数」の右に「(以下「自動車の付置台数」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 別表第6 2(1)の項に掲げる地区又は地域内において、建築物の全部又は一部が同表(2)の項に掲げる用途に供されるもので、同表(3)の項に掲げる規模のものを新築しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に、同表(4)の項に掲げる面積を同表(5)の項に掲げる面積で除して得た数値(同表(2)の項に掲げる用途のうち、2以上の用途に供する建築物にあっては、これらの用途に供する部分の面積ごとにそれぞれ算定した数値を合計した数値)(当該数値が1未満であるときは1とし、当該数値に1未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た数値とする。)に相当する台数(以下「自動二輪車の付置台数」という。)以上の自動二輪車を駐車させることができる規模の駐車施設を付置しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第23条の次に次の2条を加える。

(自動車の付置台数の特例)

第23条の2 前条第1項の規定により自動車の駐車施設を付置しなければならない建築

物に同条第2項の規定により自動二輪車の駐車施設を付置しなければならない場合における自動車の駐車施設の規模は、同条第1項の規定にかかわらず、自動車の付置台数から自動二輪車の付置台数（自動二輪車の付置台数を超える台数の自動二輪車を駐車させることができる規模の自動二輪車の駐車施設を設置するときは、その超える台数を4で除して得た数値（当該数値に1未満の端数があるときはこれを切り捨てた数値とする。）に相当する台数を加えたもの）を差し引いて得た数値（当該数値が1未満であるときは、1とする。）に相当する台数以上の自動車を駐車させることができる規模とする。

（駐車施設の付置を要しない建築物）

第23条の3 建築基準法第85条第1項本文に規定する応急仮設建築物、同条第2項本文に規定する応急仮設建築物及び仮設建築物並びに同条第5項前段の規定による許可を受けて建築される同項に規定する仮設建築物については、第23条の規定は、適用しない。

2 建築物の全部が非特定用途に供されるもので別に定めるものについては、第23条第1項の規定は、適用しない。

第24条に見出しとして「（建築物の増築又は用途変更をする場合の措置）」を付し、同条中「前条」を「前3条」に改める。

第25条中「前2条」を「第23条から前条まで」に改める。

第26条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「第23条第1項前段」を「第23条、第24条」に改める。

第26条の2第1項中「第23条第1項前段」を「第23条又は第24条」に改め、「建築物」の右に「（別に定めるものに限る。）」を加える。

第27条第1項中「第23条第1項前段」を「第23条、第24条」に改め、「自動車」の右に「又は自動二輪車」を加え、「でなければならず、かつ、そのうち自動車の駐車のために供する部分（以下「駐車部分」という。）の規模は、駐車台数1台につき幅が2.3メートル以上で奥行が5メートル以上」を削り、同条第3項中「自動車」の右に「又は自動二輪車」を加え、「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「で駐車台数」を「で自動車の付置台数」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 自動二輪車の付置駐車施設は、自動二輪車の駐車部分の規模が、駐車台数1台につき

幅が1メートル以上で奥行が2.3メートル以上でなければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 自動車の付置駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分（以下「駐車部分」という。）の規模が、駐車台数1台につき幅が2.3メートル以上で奥行が5メートル以上でなければならない。

第28条前段中「第23条第1項前段」を「第23条」に改める。

第29条の2中「第23条第1項前段」を「第23条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 既存駐車施設の所有者又は管理者は、別に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、その所有し、又は管理する既存駐車施設の規模を、既存駐車施設に係る建築物を新築したものとみなして第23条及び第23条の2の規定を適用した場合に付置すべき駐車施設の規模とすることができる。

第30条第1項中「第23条第1項前段」を「第23条」に改める。

第31条中「第23条第1項前段」を「第23条、第24条」に改める。

附則第2項及び第3項中「別表第6(4)の項」を「別表第6 1(4)の項及び2(4)の項」に改める。

別表第6(4)の項中「延べ面積から3,000平方メートルを差し引いた面積(」を「特定部分の延べ面積から3,000平方メートルを差し引いた面積(」に改め、同表を同表

1 自動車の駐車施設とし、同表に次のように加える。

2 自動二輪車の駐車施設

(1)	地区又は 地域	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周 辺 地 区
(2)	建築物の 用途	百貨店その他の 店舗	特定用途 特定用途 特定用途
(3)	建築物の 規模	特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えるもの	特定部分の延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの
(4)		特定部分の延べ面積から2,000平方メートルを差し引いた面積	特定部分の延べ面積から3,000平方メートルを差し引いた面積

	積（2以上の特定用途に供する建築物にあつては、当該面積をこれらの特定用途に供する部分の面積に応じて案分した面積）		
(5)	3,000平方メートル	8,000平方メートル	8,000平方メートル

備考1 駐車施設の規模の基準を算定する場合には、延べ面積は、当該建築物内の駐車施設の用に供する部分の面積を差し引いた面積とする。

2 観覧場の延べ面積には、屋外観覧席である部分の面積を算入するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市駐車場条例第23条第2項及び第24条の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知が行われる建築物から適用し、同日前に当該申請又は通知が行われる建築物については、なお従前の例による。

(都市計画局都市企画部都市計画課)